

# 報道機関配付資料 安城市

## 件名 職員の処分について

令和7年2月17日

安城市教育委員会は、下記のとおり職員の処分を行いました。

### 記

- 1 氏名等 兼松 紘大 23歳 男性
- 2 所属等 教育振興部学校教育課 会計年度任用職員
- 2 処分内容 停職6カ月
- 3 処分理由 公共の場所における盗撮行為（未遂）
- 4 事案の概要

令和6年8月13日午後0時20分頃、岡崎市内のショッピングセンター男性用トイレ個室において、隣の個室にいた男児に対し、スマートフォンを上部から差し向け撮影しようとしたとして、令和7年1月7日に逮捕された。

このことは、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）違反及び全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に該当するものとして、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により処分する。なお、私生活上の非行ということで上司に対する処分は行わないこととした。

また、本人より退職願が出されたため、令和7年2月17日付けで受理し、依願退職とした。

【 問い合わせ 安城市教育委員会 総務課庶務係 】

【 電話（直通） 0566-71-2253 】



安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



安城市LINE  
公式アカウント  
友だち募集中